

わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)

◎わがまち特例とは・・・

平成24年度税制改正により、地方税法の定める範囲内において地方団体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みです。

次の資産に対して固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例が対象となります。

汚水又は廃液処理施設に係る償却資産(地方税法附則第15条第2項第1号)

〈対象資産〉 償却資産

水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場、事業所の汚水、廃液の処理施設等沈殿・浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置等が対象となります。

※既存の施設に代えて設置したものと及びバーク処理装置については適用除外となります。

〈取得時期〉

平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

期限なし

〈特例割合〉

価格の3分の1に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

- ・特定施設設置届出に係る受理書の写し
- ・法の対象施設であることが分かる書類

指定物質排出抑制施設に係る償却資産(地方税法附則第15条第2項第2号)

〈対象資産〉 償却資産

中小事業者等が取得した大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設からテトラクロロエチレンの排出、飛散を抑制するための施設です。ドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置等が対象となります。

※既存の施設に代えて設置したものは適用除外となります。

〈取得時期〉

平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

期限なし

〈特例割合〉

価格の2分の1に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

- ・法の対象施設であることが分かる書類

下水道除害施設(地方税法附則第15条第2項第6号)

〈対象資産〉 償却資産

下水道除害施設とは、公共下水道施設を使用する者が、下水道法施行令に定める基準に従い、下水の障害を除去することをいいます。

当該施設における沈殿、浮上装置、汚泥処理装置、中和装置等が対象となる施設です。

※既存の施設に代えて設置したものと及びバーク処理装置については適用除外となります。

〈取得時期〉

平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

期限なし

〈特例割合〉

価格の4分の3に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・法の対象施設であることが分かる書類

雨水貯留浸透施設(地方税法附則第15条第8項)

〈対象資産〉 償却資産

特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事によって設置された一定の雨水貯留浸透施設であり、浸水被害を防止するため、雨水を一時的に貯留し、地下に浸透させる機能を有するものです。浸透性舗装、浸透ます、浸透トレンチ、貯留施設等が対象となる施設です。

〈取得時期〉

平成30年4月1日から平成33年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

期限なし

〈特例割合〉

価格の3分の2に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・法の対象施設であることが分かる書類

再生可能エネルギー認定発電設備(地方税法附則第15条第32項)

〈対象資産〉 償却資産

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による認定発電設備以外(再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置)が対象資産となります。

※固定価格買取制度の認定を受けたものは、対象外となります。なお、買取制度の認定を受けて平成24年5月29日～平成28年3月31日までの間に取得した一定の設備については、旧法の適用により3年間、価格の3分の2に課税標準が軽減されます。

◎太陽光発電設備

●出力が1000KW未満の設備(地方税法附則第15条第32項第1号イ)

〈取得時期〉

平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の3分の2に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し

●出力が1000KW以上の設備(地方税法附則第15条第32項第2号イ)

〈取得時期〉

平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の4分の3に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し

◎風力発電設備

●出力が20KW未満の設備(地方税法附則第15条第32項第2号ロ)

〈取得時期〉

平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の4分の3に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書の写し

●出力が20KW以上の設備(地方税法附則第15条第32項第1号ロ)

〈取得時期〉

平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の3分の2に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書の写し

◎水力発電設備

●出力が5000KW未満の設備(地方税法附則第15条第32項第3号イ)

〈取得時期〉

平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の2分の1に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書の写し

●出力が5000KW以上の設備(地方税法附則第15条第32項第1号ハ)

〈取得時期〉

平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の3分の2に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書の写し

◎地熱発電設備

●出力が1000KW未満の設備(地方税法附則第15条第32項第1号ニ)

〈取得時期〉

平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の3分の2に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書の写し

●出力が1000KW以上の設備(地方税法附則第15条第32項第3号ロ)

〈取得時期〉

平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の2分の1に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書の写し

◎バイオマス発電設備

●出力が1万KW未満の設備(地方税法附則第15条第32項第3号ハ)

〈取得時期〉

平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の2分の1に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書の写し

●出力が1万KW以上2万KW未満の設備(地方税法附則第15条第32項第1号ホ)

〈取得時期〉

平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

3年間

〈特例割合〉

価格の3分の2に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・経済産業省が発行した固定価格買取制度に係る認定通知書の写し

浸水防止用設備(地方税法附則第15条第37項)

〈対象資産〉 償却資産

浸水防止用設備とは、水防法に規定された浸水防止計画に基づき取得した設備をいいます。
止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機が対象となります。

〈取得時期〉

平成26年4月1日から平成32年3月31日までに取得した資産

〈適用期限〉

5年間

〈特例割合〉

価格の3分の2に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・避難確保・浸水防止計画の写し

企業主導型保育事業用資産に係る固定資産(地方税法附則第15条第44項)

〈対象資産〉 土地、家屋及び償却資産

〈特例内容〉

子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に対して、当該政府の補助に係るものについて特例の対象となります。

〈対象時期〉

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、政府の補助を受けた者

〈適用期間〉

5年間

〈特例割合〉

価格の2分の1に課税標準を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・企業主導型保育事業助成決定通知書の写し

都市再生特別措置法による認定事業者が取得した公共施設等(地方税法附則第15条第18項)

〈対象資産〉 家屋、償却資産

〈特例内容〉

都市再生特別措置法に基づく認定事業者が取得した公共施設等とは、特定都市再生緊急整備地域において、同法に規定する民間都市再生事業の認定事業者が取得した施設を言います。
具体的な対象資産として、公園、広場、緑化施設、通路等

〈取得時期〉

平成27年4月1日から平成31年3月31日までに取得した資産

〈適用期間〉

5年間

〈特例割合〉

都市再生緊急整備地域 : 価格の2分の1に課税標準額を軽減

特定都市再生緊急整備地域: 価格の5分の3に課税標準額を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・国土交通大臣の証明に係る書類の写し

市民緑地の用に供する固定資産(地方税法附則第15条第45項)

〈対象資産〉 土地

〈特例内容〉

緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の土地に対するものです

緑地保全・緑化推進法人とは、緑地の設置・管理についての一定の能力を有する民間団体を市町村が指定する制度です。

〈取得時期〉

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに設置した資産

〈適用期間〉

3年度分

〈特例割合〉

価格の3分の2に課税標準を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・市民緑地設置管理計画認定書

認定誘導事業者が整備した公共施設等(地方税法附則第15条第39項)

〈対象資産〉 家屋 償却資産

〈特例内容〉

都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画に記載された区域において民間誘導施設等整備事業計画の認定を受けた事業者が誘導施設にあわせて整備する道路、公園、広場等の公共施設並びに国土交通大臣の証明を受けた緑化施設及び通路をいいます。

〈取得時期〉

平成28年4月1日から平成32年3月31日までに取得した資産

〈適用期間〉

5年度分

〈特例割合〉

価格の5分の4に課税標準を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・国土交通大臣の証明に係る書類の写し

サービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅(地方税法附則第15条の8第2項)

〈対象資産〉 家屋

〈特例内容〉

高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅である賃貸住宅

〈取得時期〉

平成27年4月1日から平成31年3月31日までに取得した資産

〈適用期間〉

5年度分

〈特例割合〉

価格の3分の2に課税標準を軽減

〈特例適用申告時の提出書類〉

・法の対象施設であることが分かる書類

生産性向上特別措置法に規定する一定の機械設備(地方税法附則第15条第47項)

〈対象資産〉 償却資産

〈特例内容〉

生産性向上特別措置法に規定する先端設備等導入計画に従って取得した一定の機械装置等
※先端設備等導入計画の認定については、「商工観光課」に記載されています。

〈取得時期〉

平成30年4月1日から平成33年3月31日までに取得した資産

〈適用期間〉

3年度分

〈特例割合〉

零

〈特例適用申告時の提出書類〉

・生産性向上特別措置法による導入計画の認定書の写し